

## ～環境衛生係からのお知らせ～

### 野外焼却（野焼き）は禁止！！

処理基準に従わない野外での廃棄物の焼却には、厳しい罰則が適用されています。

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質が発生し、大気汚染などの環境悪化につながります。さらに、空気が乾燥しやすい時期には火災を引き起こす可能性もあります。

罰則は… 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

他の罰則と比べると、酒酔い運転（5年以内の懲役又は100万円以下の罰金）、暴行罪（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）よりも**重い罪**となります。

### ● 野焼き Q & A

Q. 家庭のごみを簡易焼却炉で燃やしてもだめですか？

A. 罰則の対象となります。家庭ごみは町の分別方法に従い、適切に分別して排出しましょう。

町の分別方法については、『家庭ごみの「分け方・出し方」』をご確認ください。

※役場住民福祉課環境衛生係で配布しています。



Q. どんど焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのはだめですか？

A. 廃棄物の焼却は、原則として処理基準に従う必要があります。風俗慣習、宗教上必要な焼却（例：どんど焼き、神社のかがり火）や、農林水産業を営むために必要な焼却（例：農業者が行う田畑の稲わら等の焼却）、たき火その他日常生活を営む上で行う廃棄物の焼却であって軽微なもの（例：キャンプファイヤー）などは一部罰則の規定から除かれています。この場合でも、**周囲に迷惑がかからないように十分注意し、必要最小限にとどめましょう。**自分では燃やさないのが一番です。

Q. 事務所から出る弁当がらや紙くずなどごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A. 燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るごみを自ら責任を持って、適切な業者に処理を委託してください。



### 空き缶やゴミのポイ捨てはやめよう

最近、人目のつかない道路沿いや家の周辺、空き地などに空き缶などゴミのポイ捨てや車の中からゴミを捨てている方が一部で見受けられます。

このようなモラルに欠けた行為により、共和町の美しい環境が損なわれていますので、空き缶やゴミのポイ捨てはしないようお願いいたします。

なお、このような悪質な行為をしている人を見かけた場合は、役場住民福祉課環境衛生係または警察へ通報されるようご協力をお願いします。

